

事務連絡
平成27年8月19日

公益社団法人 東京都看護協会
看護師特定行為研修 ご担当者 様

関東信越厚生局健康福祉部
医事課長

看護師の特定行為研修に係る説明会（指定研修機関の指定申請に係る手続き）
の開催について

平素より、看護行政の推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

看護師の特定行為に係る研修制度については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）において、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の一部が改正され、平成27年10月1日から指定研修機関による研修が施行（ただし、指定研修機関の申請に係る規定は同年4月1日から施行）されます。

つきましては、特定行為研修を行う指定研修機関の申請手続きが滞りなく進められるための説明会を開催いたしますので、ご了知いただきますとともに、貴会管下会員等への周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 日時、場所

平成27年9月11日（金） 14時00分 ～ 16時00分
さいたま新都心合同庁舎1号館2階 講堂
（埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1）

2. 目的

- ・ 指定研修機関の指定申請に係る必要な手続きの理解を図る
- ・ 指定申請書及び特定行為研修計画に記載すべき内容の理解を図る

3. 主催

厚生労働省関東信越厚生局健康福祉部医事課



4. 対象

- ・ 特定行為研修を行う指定研修機関の指定申請を検討している者
- ・ 特定行為研修を行う指定研修機関の協力施設として関わることを検討している者

5. スケジュール

内 容	時 間
①指定研修機関の指定申請に係る手続きについて ②指定申請書及び特定行為研修計画に記載すべき内容について	14:00～15:45
質疑応答	15:45～16:00

6. 定員

200名程度

7. 参加申込み方法

説明会への参加を希望される場合は、必要事項を記入した参加申込用紙（当局HPに掲載）を添付の上、平成27年9月7日（月）までに、次の参加申込み専用メールアドレスへお申し込みください。

※ 申し込みが定員数に満たした時点で締め切りとなります。

参加申し込み専用メールアドレス：tokutei-kantou@mhlw.go.jp

<問い合わせ先>

関東信越厚生局 健康福祉部 医事課

担当： 横澤

TEL：048-740-0758

FAX：048-601-1331